



平成 29 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 岡野バルブ製造株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 岡野正紀  
 (コード番号 6492 東証第2部、福岡)  
 問合せ先 取締役総務部長 木村浩一  
 (TEL 093-372-9215)

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年1月12日開催の取締役会において、平成29年2月24日開催予定の当社第117回定時株主総会に下記のとおり「株式併合の件」を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 株式併合

## (1) 株式併合を行う理由

全国の証券取引所では、投資家の皆様の利便性を向上させるため、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。また、東京証券取引所は、個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示し、上場企業に対して望ましい投資単位水準への移行および維持に努めるよう要請しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後も投資金額の水準を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

## (2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
 ②併合の方法・割合 平成29年6月1日をもって、平成29年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。  
 ③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年11月30日現在)	17,930,000株
株式併合により減少する株式数	16,137,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,793,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 減少する株主数

平成28年11月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,996名(100.0%)	17,930,000株(100.0%)
10株未満	180名(9.0%)	231株(0.0%)
10株以上	1,816名(91.0%)	17,929,769株(100.0%)

※本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様180名（所有株式数の合計231株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年6月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年6月1日付)
59,400,000株	5,940,000株

(7) 株式併合の条件

平成29年2月24日開催予定の第117回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1.(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みに対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年6月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年2月24日開催予定の第117回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. 株式併合」および「2. 単元株式数の変更」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年6月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,940</u> 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>594</u> 万株とする。
第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>附則(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年2月24日開催の第117回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年6月1日とする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

平成29年2月24日開催予定の第117回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年1月12日
定時株主総会開催日	平成29年2月24日
株式併合の効力発生日	平成29年6月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年6月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年6月1日(予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年6月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年5月29日となります。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

以 上

## 【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

### Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
また、単元株式数とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位として用いられている株式数のことです。  
現在、当社株式の売買単位は1,000株ですが、これを100株に変更するとともに、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

### Q 2. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家の皆様の利便性を向上させるため、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。また、東京証券取引所は、個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示し、上場企業に対して望ましい投資単位水準への移行および維持に努めるよう要請しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後も投資金額の水準を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

### Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

### Q 4. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 5. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株式併合および単元株式数の変更を同時に行うため、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。  
株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	1,000株	1 個	100株	1 個	なし
例 2	1,009株	1 個	100株	1 個	0.9株
例 3	999株	0 個	99株	0 個	0.9株
例 4	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9株

株式併合の結果、端数株式(1株に満たない株式)が生じた場合(上記の例2, 3, 4のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、お支払代金につきましては、平成29年8月頃にお支払させていただく予定にしております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合(上記の例4の場合)は、この9株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 電 話 0120-232-711 (通話料無料)

以 上